

平成30年度

# 労働災害防止業務従事者への能力向上教育 危険有害業務従事者への安全衛生教育 に係る講座開催案内

(公社) 広島県労働基準協会

事業者には、労働安全衛生法第19条の2の規定に基づき、労働災害防止のための業務に従事する者に対して「定期教育(おおむね5年ごと)」を実施することが、求められています。

また、労働安全衛生法第60条の2の規定に基づき、現に危険又は有害な業務に従事している者に対しても「定期教育(おおむね5年ごと)」を実施することが、事業者に求められています。

当協会では、職場の安全衛生管理を適切に行うための管理監督者教育及び危険有害業務従事者教育を下記のとおり開催しますのでご案内いたします。

講習・教育	内 容	開催日及び会場
<b>安全管理者 能力向上教育</b> 受講料 6,480円(会員) 9,720円(一般) テキスト代 2,160円	事業場の安全管理水準の向上のためには、安全管理者の能力向上が不可欠であるため、事業者は定期又は随時に能力向上教育を実施する必要があります。 (労働安全衛生法第19条の2)	6/18 11/12 (広島) 10/11 (福山)
<b>第1種衛生管理者 能力向上教育</b> 【2日間講習】 受講料 8,640円(会員) 11,880円(一般) テキスト代 2,484円	職場の衛生管理の向上を図っていくためには、衛生管理者の資質向上が必要であるため、事業者は定期又は随時に能力向上教育を実施する必要があります。 (労働安全衛生法第19条の2)	6/25~26 9/26~27 (広島) 11/26~27 (福山)
<b>足場組立作業主任者 能力向上教育</b> 受講料 6,480円(会員) 9,720円(一般) テキスト代 1,540円	法令等の改正に的確に対応するため、事業者は定期又は随時に、作業主任者の能力向上教育を実施する必要があります。 (労働安全衛生法第19条の2)	9/10 (広島) 10/5 (福山)
<b>有機溶剤作業主任者 能力向上教育</b> 受講料 6,480円(会員) 9,720円(一般) テキスト代 2,160円	技術の進歩に伴い有機溶剤の取扱いも変化しているため、事業者は定期又は随時に作業主任者の能力向上教育を実施する必要があります。 (労働安全衛生法第19条の2)	9/20 (広島) 7/23 (福山)
<b>特定化学物質作業主任者 能力向上教育</b> 受講料 6,480円(会員) 9,720円(一般) テキスト代 2,160円	特定化学物質による健康障害を予防するため、事業者は定期又は随時に作業主任者の能力向上教育を実施する必要があります。 (労働安全衛生法第19条の2)	11/15 (広島) 10/12 (福山)
<b>フォークリフト運転 業務従事者教育</b> 受講料 6,480円(会員) 9,720円(一般) テキスト代 1,645円	事業者は、フォークリフト運転業務従事者に、当該業務に関連する災害の動向、技術革新の進展等に対応した知識を付与するため、定期又は随時に教育を実施する必要があります。 (労働安全衛生法第60条の2)	6/29 10/5 (広島) 12/12 (呉) 7/27 11/16 (福山) 8/28 (府中) 9/13 (廿日市)
<b>玉掛け 業務従事者教育</b> 受講料 6,480円(会員) 9,720円(一般) テキスト代 1,749円	事業者は、玉掛け業務従事者に、当該業務に関連する災害の動向、技術革新の進展等に対応した知識を付与するため、定期又は随時に教育を実施する必要があります。 (労働安全衛生法第60条の2)	10/17 (広島) 11/7 (福山)

\* 上記及び各種講習の申込みは当協会各支部で承っています。(開催日は予定です。申込み時に確認をお願いします)

中央支部 (082-228-5475) 呉支部 (0823-22-1359) 福山支部 (084-949-2022)  
 三原支部 (0848-64-7600) 尾道支部 (0848-22-3432) 三次支部 (0824-62-3945)  
 広島北支部 (082-814-2354) 府中支部 (0847-45-5012) 廿日市支部 (0829-32-3851)

\* 出張講習のご相談承ります。ご相談は本部(082-221-0725)又は各支部に